管理コード	要望事項 （事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答
2020110	「国が提案、地方がチャレンジ」制度の創設	構造改革特別区域法	特区制度においては、定期的に地方公共団体や民間事業者等から幅広く新たな規制の特例措置の整備等についての提案を募集し、それらの提案について検討を加え新たな措置を講ずる必要があるとき又は情勢の推移により必要が生じたときは、新たな規制の特例措置の整備等を行うこととしている。（構造改革特別区域法第３条第４項）	国から示された規制改革のメニューを特区認定を受けた市町村が積極的に実施することで、改革の成果を検証する。その結果をもとに、国、都道府県を含めた全国的な構造改革に波及させようとするものである。	現在の特区制度は、地方自治体または民間が国に提案し、地方自治体が認定を受けるものとなっている。このため、国の各省では特区制度に受け身の姿勢が目立ち、その意義への理解や関心が必ずしも高くない面が見受けられる。一方、地方自治体では、政策立案能力を十分に磨き切れていないことも含め、大胆な特区提案が行われにくい状況がある。 そこで、考え方を１８０度転換し、国が改革を推進する立場として、自ら特区制度を通じて試行したい政策を提言し、推進をはかる仕組みを提案する。 つまり、現在は地方または民間が提案し、国は規制改革を認めるか否かを判断する側にあるが、本提案においては、国も自ら、規制改革のプランを立案し、地方との連携を通じてその効果を積極的に検証することで改革が推進されることを期待するものである。 具体的には、各省庁が自らの立場で立案した規制改革のメニューのうち、一律に全国展開することが可能でない、若しくは可能か判断できかねる案件を特区制度を通じて公表し、その実施（試行）団体を公募する。希望する地方自治体は、特区の認定を受けて実施する。その結果を検証し、更なる改革につなげていくという仕組みである。 改革に積極的な自治体がその意思を表明することで、試行的に規制改革を実施し、その効果を検証する機会が得られることになる。国においても、地方に関わる問題について、各省が競って積極的に規制改革に向けた取り組みを推進する仕組みづくりが構築されることにつながるものと思われる。	D	－	地方公共団体や民間事業者等からの提案を経ずに国において規制の特例措置のメニュー化を図ることは、現行制度の下においても可能である。 　なお、構造改革特別区域制度（以下「特区制度」という。）は、地方公共団体の自発性を最大限に尊重した特区を設定し、当該地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受けて地方公共団体が特定の事業を実施すること等により、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図ることを目的としている。 特区制度は、このように地方公共団体の自発性を最大限に尊重するものである。これに加え、規制の特例措置を設ける場合に必要な地域の特性については、地域のニーズを把握しうる立場にある地方公共団体や民間事業者等からの提案を受けて対応することが効果的であると考えられる。このため、現在は、国としては、必要な相談窓口を設ける等により、提案を受けた上で規制の特例措置のメニュー化を図ることを基本としている。 　ちなみに、地域の特性に応じた規制の特例措置を国の側からある程度想定しうるものについては、例えば、アジア・ゲートウェイ構想（平成１９年５月１６日アジア・ゲートウェイ戦略会議）、長期戦略指針「イノベーション２５」（平成１９年６月１日閣議決定）などのように、特区制度の活用を盛り込み、その推進を図っているところである。

管理コード	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見
2020110	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	政府は、地方分権や公務員制度、社会保障、医療保険、教育、農業政策、地球環境対策等、この国と国民生活の根幹を支える様々な基本課題について、抜本的な改革や大胆な取り組み推進を求められているものと思料するが、それぞれ、全国一斉、一律に実施する場合に自ずと慎重な対応が求められ、「ツゥリトル」、「ツゥレイト」となりがちなのではないだろうか。これらの問題について、政府自らが全国一斉、一律という呪縛を解き、特区制度を活用して特定地域でパイロットケースとして実証することができれば、大きな前進も期待できる。この国は、中央政府と地方双方向の「協働」で成り立っている。特区制度も、双方向に活用されることを期待したい。	D	－	地域の特性に応じた規制の特例措置を国の側からある程度想定しうるものについては、アジア・ゲートウェイ構想などのように、特区制度の活用を盛り込み、その推進を図っている。 そういった方向性を受けて、第１１次提案においても、税関の２４時間通常開庁化等のアジア・ゲートウェイ関連の提案が全国から４１件寄せられている。このように、国の側から規制改革の方向性を提案し、現場の実情や地域のニーズ・特性を十分把握している地方公共団体や民間事業者等から具体的な提案を頂いているところである。ご提案・ご意見の趣旨も踏まえながら、効果的な規制改革を実現できるよう、今後とも努力してまいりたい。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	効果的な規制改革の実現に向け、前向きな回答をいただいたものと理解している。 しかし、本提案で想定した、各省が競って積極的に規制改革に向けた取り組みを推進する仕組みづくりの構築については、ご検討いただいていないようである。特区のみならず、規制改革・民間開放といった構造改革の柱となる取り組み全体について、その実現率が低下するだけでなく、各省には頑なに現状を固守するだけの姿勢が見られ、提案者側の徒労感が大きくなっていると感じる。この点を直視し、政府が各省に、自らの立案した規制改革のメニュー提示を競わせ、改革を推進する機運を醸成していただきたい。これを機に、一歩踏み込んだ検討をお願いするものである。

管理コード	再意見補足資料	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	連絡先 （担当者名）	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
2020110		D	－	地域の特性に応じた規制の特例措置の必要性をある程度想定しうるものについては、国の側から特区制度の活用についての全体的な方向性を示すことで、特区制度の推進を図っている。 　しかしながら、国が地域の特性について地方公共団体や民間事業者等と同程度に把握することは困難であるため、規制の特例措置に対する個別的な地域のニーズについては、地方公共団体や民間事業者等からの提案をいただいた上で、それらの提案について「実現するためにはどうすればいいか。」という方向で検討を行っている。 　また、今般の特区制度見直しにより、関係省庁との調整によっては実現しなかった提案であっても、新たに地域の特性に応じた規制の特例措置を講ずることができる可能性があるものについては、評価・調査委員会に諮問し、同委員会の意見を踏まえた上で、対応方針を決定することとしたところである。 　今後とも、評価・調査委員会の積極的な活用などにより、効果的な規制改革を実現できるよう努力してまいりたい。	内閣官房構造改革特区室　地主 03-5521-6633 jun.jinushi@cas.go.jp		1148110	草加市	11 埼玉県	内閣官房